

■令和4年度第2回入札・契約制度の改正説明会に係る質問回答一覧表

番号	大分類	中分類	小分類	内容	回答
1	建設工事	一般競争入札	総合評価落札方式の改正	評価項目「防災協定締結の有無」ですが、日建連東北支部と宮城県で締結している「災害時における応急対策業務に関する協定」をもって、日建連所属会社が申告した場合は加点対象になると考えてよろしいでしょうか。 ※協定書は締結当時の団体名称「日本土木工業協会東北支部」となっておりますが、後継団体である日本建設業協会連合会に読み替えて適用しております。	防災協定が後継団体に継承されていること、また、応札者が後継団体に加盟していることが確認できれば評価の対象となります。
2	建設工事	一般競争入札	総合評価落札方式の改正	防災協定は県以外と締結したのも対象になると考えてよろしいでしょうか。	県、国又は県内の市町村との防災協定が評価対象となります。 県以外（国又は県内の市町村）との防災協定締結の場合、標準（配点2点）評価となります。
3	建設工事	一般競争入札	総合評価落札方式の改正	防災協定は企業単独で締結したのも対象になると考えてよろしいでしょうか。	対象となります。
4	建設工事	一般競争入札	総合評価落札方式の改正	「災害時の配備体制及び訓練実施の有無」（過去1年間）」で目的 防疫・家畜伝染病に基づく埋却演習等も今回加点対象となりますが、確認資料が、家畜伝染病防疫訓練実施計画及び防疫演習参加者名簿・写真の提出とのことですが、その場合の家畜伝染病防疫訓練実施計画書はどのようなものなのかお教え願いたい。 また、実施した確認できる資料とはどのようなものなのかお教え願いたい。 たとえば、宮城県主催の家畜伝染病防疫訓練に参加した場合（昨年度）、実施計画書が無ければ加点対象にならないのかもお教え願いたい。	当該評価項目の訓練には、防疫協定の目的を達成するために、各団体において開催要領等の実施計画を設けて開催（単独又は共同）された演習や研修も含まれます。 なお、ご質問にある「実施計画書」の指定はありません。
5	建設工事	一般競争入札	総合評価落札方式の改正	評価項目で「災害時の配備体制及び訓練実施の有無（過去1年間）」で実績あり（防災協定に基づかない訓練）とは自社による独自の訓練との認識でよろしいでしょうか。 また、その訓練は公共土木施設災害の緊急対応と記載されております。例えば、弊社は電気工事業なので、この公共土木施設災害の訓練をする場合、大雨で河川が氾濫した際にあふれ出た水を発電機と水中ポンプにより排出するという訓練を行った場合は、防災協定に基づかない訓練として加点して頂けるのでしょうか。	防災協定に基づかない訓練とは、防災協定を締結していない企業が公共土木施設への対応について独自に行うものとなります。 訓練内容が自社の敷地内の対策ではなく、越水箇所全体の被害軽減につながるものであれば評価対象となります。
6	建設工事	一般競争入札	総合評価落札方式の改正	説明資料P6災害時の配備体制及び訓練実施の有無について 【防災協定に基づかない訓練】と【防災協定の目的達成のための訓練】の違いを教えてください。 防災協定を締結している団体に所属している企業が、単独で訓練を実施した場合【防災協定の目的達成のための訓練】として評価の対象となるのか？	防災協定に基づかない訓練とは、防災協定を締結していない企業が公共土木施設への対応について独自に行うものとなります。 訓練内容が自社の敷地内の対策ではなく、越水箇所全体の被害軽減につながるものであれば評価対象となります。 防災協定に基づく訓練に関しては、防疫措置等の訓練に限らず、有事の際を想定し、防災協定に記載された内容を可能とするために策定した訓練計画（いわゆる実施計画書）に基づき、その訓練を実施した場合に評価対象となります。
7	建設工事	一般競争入札	総合評価落札方式の改正	防災協定に基づく訓練は、企業単独で行ったものも有効でしょうか。	企業単独で締結した防災協定の場合は、防災協定に基づく訓練の評価対象となります。
8	建設工事	一般競争入札	総合評価落札方式の改正	防災協定に基づく訓練において、訓練の内容に基準はあるでしょうか。（例えば机上での対応手順確認を実施した場合）	防災協定に基づく訓練に関しては、有事の際を想定し、防災協定に記載された内容を可能とするために策定した訓練計画（いわゆる実施計画書）に基づき、その訓練を実施した場合に評価対象となります。
9	建設工事	一般競争入札	総合評価落札方式の改正	評価項目「災害時における地域貢献の実績の有無（過去5年間）」について 優良4点の評価基準について、説明資料の挿絵の記述【複数防災協定それぞれの実績】は、少なくとも1つは土木事務所管内での実績と【単一防災協定・複数回の実績】では、いずれも土木事務所管内での実績が必須の説明となっておりますが、挿絵上段の記述及び総合評価の手引きからは、それらが読み取れません。	今回の内容が分かるように総合評価の手引きを改正します。
10	建設工事	一般競争入札	総合評価落札方式の改正	評価項目「災害時における地域貢献の実績の有無(過去5年間)」について、実績資料として契約書のみは認められるか？	実績資料については、災害時地域貢献に対しての国、県又は市町村の証明書（公印又は担当職員2名の記名押印）とします。 ただし、協定等に基づく有償の場合に限り、上記の証明書に代え、①国、県又は市町村からの要請の写し、②当該団体に加入していることを証する書類、③契約書の写しの3点により、評価の対象とすることができます。
11	建設工事	一般競争入札	総合評価落札方式の改正	「災害時における地域貢献の実績の有無」について ①「優良評価」の「評価基準」に管内・管外の基準が明記されていないが、解説図で補完するとの意か ②実績工事が、協定に基づく関連した緊急随意契約であることの確認方法及び実績資料は何か	①今回の内容が分かるように総合評価の手引きを改正します。 ②実績資料については、災害時地域貢献に対しての国、県又は市町村の証明書（公印又は担当職員2名の記名押印）とします。 ただし、協定等に基づく有償の場合に限り、上記の証明書に代え、①国、県又は市町村からの要請の写し、②当該団体に加入していることを証する書類、③契約書の写しの3点により、評価の対象とすることができます。
12	建設工事	一般競争入札	総合評価落札方式の改正	評価項目「災害時における地域貢献の実績の有無」において、防災協定に基づかない実績については、優良評価の加点対象とはならないのでしょうか。	優良評価（配点3点）にはなりません。 防災協定による対応を複数回実施した実績において、複数の防災協定（目的別）による対応を工事箇所を所管する土木事務所管内において少なくとも1回以上実施した場合、または、単一の防災協定による対応を工事箇所を所管する土木事務所管内で複数回実施した場合のみ優良評価（配点3点）となります。 ※上記の記載内容については、総合評価の手引きに記載します。
13	建設工事	一般競争入札	総合評価落札方式の改正	評価項目「災害時における地域貢献の実績の有無」において、協定に基づくものは有償も対象とするとありますが、これは過去に対応した実績も含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	当該工事の開札日の属する年度の直前5ヵ年度及び当該工事入札公告日までにおける、宮城県内での実績であれば評価の対象となります。
14	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	改正説明会資料において「管理技術者の担当業務数の一部緩和」で「担当技術者としての業務数も含めて10件まで緩和」となっているが、「建設関連業務における条件付一般競争入札の運用について（H31.4.1）」の“配置管理技術者の担当業務数”が、緩和（担当技術者を含み10件まで）されたとの解釈でよろしいでしょうか。	該当する業種での緩和となります。
15	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	建設コンサルタント業務・地質調査業務の管理技術者担当業務数に加算される担当技術者としての担当業務数は、業種を問わず加算されるのでしょうか。	加算されます。

■令和4年度第2回入札・契約制度の改正説明会に係る質問回答一覧表

番号	大分類	中分類	小分類	内容	回答
16	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	測量・地質・補償コンサルタント業務の管理技術者担当業務数には、業種を問わず担当技術者としての担当業務数は加算されないという理解でよろしいでしょうか。	従来どおり（管理技術者としての担当業務数）の評価となります。
17	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	建設コンサルタント業務の管理技術者担当業務数が既に5件の管理技術者が、新たな業務を低入札で受注した場合、緩和条件2を満足しないこととなり、5件制限が発生しますが、このような場合はどのように取り扱うのでしょうか。（担当業務数5件以上の場合全てに該当）	新たに受注しようとする業務が低入札となり担当業務数の条件を満たさなくなった場合は、受注できなくなるので、落札候補者になったものは、速やかに書面で申し出ていただくことになります。
18	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	建設関連業務の一部（建設コンサルタント業務及び地質調査業務）において、（条件1）県発注の測量・建築・補償業務の管理技術者ではなく、（条件2）県発注の低入札業務の管理技術者でもなく、「担当技術者としての業務数も含めて10件未満」のAという技術者がいて、入札に参加し、結果としてこの入札が「低入札」になり当社が落札候補者となった場合、このAという技術者を管理技術者としてご契約いただくことは可能なのでしょうか。 また、ご契約可能となった場合に、このAという技術者について、その後の手持ち業務数（管理技術者・担当技術者として）について制限はどの様に発生するのでしょうか？ご教示下さい。 （例）Aという技術者は入札前に管理技術者の手持ち6件、担当技術者の手持ち3件とした場合。	新たに受注しようとする業務が低入札となり担当業務数の条件を満たさなくなった場合は、受注できなくなるので、落札候補者になったものは、速やかに書面で申し出ていただくことになります。
19	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	管理技術者の担当業務数の一部緩和P11・12についての質問ですが、（条件1）と（条件2）は過年度履行业務の繰越しを予定する案件にも適用される解釈でよろしいですか。	令和5年度より、履行业務も含めて適用となります。
20	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	1. 管理技術者の担当業務数の一部緩和について(11~12ページ) 対象業種を建設コンサルタント及び地質調査業務に限定されている理由をお聞かせください。また、測量、補償、建築の業種まで拡大する予定はございますか。	建設コンサルタント業務及び地質調査業務における1業務あたりの平均参加者数が少なく一者応札が顕著であることから競争性を確保するため一部緩和を行うもの。
21	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	「管理技術者の担当業務数の一部緩和」について 条件1において、「県発注の測量、建築、補償業務の管理技術者でない場合」とありますが、県発注の「測量・設計業務」の管理技術者であった場合、測量業務のウエイトが低く少量・少額でもこの条件を満たさないのででしょうか。	測量・設計業務のような複合業務については、建設コンサルタント業務または地質調査業務を含まれる場合、緩和条件（10件）の対象となります。なお、対象が否かについては、入札公告等で分かるように記載します。
22	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	管理技術者としての業務を5件以上持っている技術者でエントリーした際に、積算項目詳細非公表などにより予期せず低入札となってしまった場合の取り扱いを教えてください。落札候補にならない措置、ペナルティの有無等ありましたらご教示下さい。	新たに受注しようとする業務が低入札となり担当業務数の条件を満たさなくなった場合は、受注できなくなるので、落札候補者になったものは、速やかに書面で申し出ていただくことになります。
23	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	説明資料P11（担当業務数）について質問します。 担当技術者としての業務数を含めて10件とは、管理技術者及び担当技術者の業務数であり、照査技術者は含まないと考えてよろしいでしょうか。	対象者は管理技術者及び担当技術者とし、照査技術者は含みません。
24	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	説明資料P11（担当業務数）について質問します。 ①（条件2）に記載のあります「低入札業務の管理技術者ではない場合」とは、どのようなことでしょうか。 ②宮城県発注業務の低入札業務がない場合に緩和されると理解してよろしいでしょうか。 ③予定管理技術者が低入札で受注した業務を履行中ではない場合と考えてよろしいでしょうか。 ④予定管理技術者が当該業務で初めて低入札を行った場合は、入札参加資格審査では10件までの緩和措置で審査いただけるのでしょうか。 ⑤予定管理技術者が、別の履行中業務の「担当技術者」となっているが、その履行中業務が低入札受注であった場合の措置はどのような扱いになるのでしょうか。	①（条件2）については、当該業者が履行中の業務（宮城県発注）及び入札しようとする業務において、低入札業務でない場合に緩和の対象となります。なお、発注する業種により緩和対象が否かについては、入札公告等で分かるように記載します。 ②そのとおりです。 ③低入札で受注した業務を含め、制限の対象となります。 ④・⑤5件までの制限となります。
25	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	現行（改正前）の手持ち業務数による入札参加制限についての質問です。 「宮城県建設関連業務総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引き」P37には「手持ち業務は公共事業を対象とし、民間業務は含まない」とあります。つまり、手持ち業務の対象には市町村発注業務等も含むと理解しています。 一方、本日の説明会資料P12「1.管理技術者の担当業務数の一部緩和 3）改正のイメージ 改正前」では、「*5件のいずれかが県発注業務であれば、制限の対象」とありますが、管理技術者としての担当業務5件すべてが市町村発注業務の場合は、宮城県発注業務に管理技術者予定者として参加できるのでしょうか。	現行の運用では、5件すべて市町村業務の場合、参加できません。 改正後は、建設コンサルタント業務及び地質調査業務について担当技術者を含み10件まで参加可能となります。
26	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	上記の質問との関連での質問です。 本日の説明会資料P11「1.管理技術者の担当業務数の一部緩和 1）背景 2点目 記載内容」の「企業においては宮城県業務を1件でも受注してしまうと、管理技術者の能力に関わらず入札参加機会が得られなくなるため、…」の意味合いはどういうことでしょうか。	管理技術者となる技術者がまだ業務を担当する余力があったとしても、入札参加条件の制限が適用されることを指しています。
27	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	【建設関連業務】 管理技術者の担当業務数の一部緩和について 条件を満たす場合は「担当技術者としての業務数も含めて10件まで緩和する」とあるのですが、県発注業務の「管理技術者としての担当業務は0件」で、「担当技術者として10件以上」ある場合は、管理技術者としてエントリーしても問題ないのでしょうか？	担当技術者として10件以上履行しているため、条件を満たすまで管理技術者としてのエントリーはできません。
28	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	管理技術者の手持ち要件の緩和について、4月1日以降に適用と理解しています。 現在履行中のもの、もしくは今年度契約（3月契約）の次年度繰越案件についても、4月以降は要件緩和の対象となるのか？	令和5年度より、履行业務も含めて適用となります。 （繰越業務がある場合は、当該繰越業務が完了するまで当該繰越業務入札参加時の要件が適用されます。）
29	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	管理技術者の担当業務数について ・改正内容として「担当技術者としての業務数も含めて10件まで緩和」※ただし、条件1（県発注の測量・建築・補償業務の管理技術者でない場合）・条件2（県発注の低入札業務の管理技術者でない場合）をいずれも満たす場合とあります。 ①条件2について低入札調査をかかえた技術者については管理技術者としての手持ち5件未満という認識でよろしかったでしょうか。また、低入札調査案件が完了した時点で10件にもどるという認識でよろしいでしょうか。 ②現制度では「契約金額が少額（100万円以下）及び随意契約により契約した業務は除く」となっておりますが、今回はその部分の改定はない。という認識でよろしいでしょうか。	①及び②について、質問・解釈のとおりとなります。

■令和4年度第2回入札・契約制度の改正説明会に係る質問回答一覧表

番号	大分類	中分類	小分類	内容	回答
30	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	【説明会資料：P11～P12】管理技術者の担当業務数の一部緩和について 入札公告におきまして配置管理技術者の資格及び担当業務数に関する条件担当業務数について 管理技術者としての担当業務数（管理補助技術者としての担当業務を含む。）がこの業務を含めて5件以下の管理技術者又は管理補助技術者を配置できること。ただし、契約額が100万円以下又は随意契約により契約した業務は、担当業務数から除く。 上記の記載がございますが、新制度の"担当技術者として"の業務数に上記は適用されますでしょうか。 (例) 手持ち業務数 管理技術者：5件、担当技術者：6件（内、1件が100万円以下、1件が随意契約）の場合 担当業務数 管理技術者：5件 + 担当技術者：4件 + 当該業務：1件 計10件の考えでよろしいでしょうか。	担当技術者としての業務数について、「契約額が100万円以下又は随意契約により契約した業務は、担当業務数から除く。」は適用されます。
31	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	建設関連業務における入札契約制度の改正後、一般競争入札及び指名競争において「担当技術者としての業務数も含めて10件まで緩和」とありますが、契約額が100万円以下の業務や少額随契業務などは10件の対象にならないと考えてよろしいでしょうか。 また、近年は災害の激甚化・頻発化から災害協定等における特命随契が発生することが予想されるため、この随意契約案件については10件の対象外として頂けないでしょうか。	契約額が100万円以下又は随意契約により契約した業務については、担当業務数から除かれます。（10件の対象外）
32	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	建設関連業務における入札契約制度の改正後、一般競争入札及び指名競争において「担当技術者としての業務数も含めて10件まで緩和」とありますが、令和4年度から令和5年度への継続業務に従事中の管理技術者が既に担当技術者を含めて10件を超過している場合、取り扱いはどうなるのでしょうか。	新たに受注しようとする業務が低入札となり担当業務数の条件を満たさなくなった場合は、受注できなくなるので、落札候補者になったものは、速やかに書面で申し出ていただくこととなります。
33	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	業務手持ちに関して当社では、測量業務と建設コンサルタント業務の2つの業務を担当するものがありますが、今回改定では双方の手持ち数が異なります。測量業務と建設コンサルタントが混合している技術者の場合手持ち件数は少ない方の5件までになるのでしょうか？	制限（5件）の対象となります。
34	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	建設コンサルタントで、5件以降の入札が低入札（7件後の8件目が低入等）になってしまった場合、低入札対象案件及びその後の入札はどうなるのでしょうか？	新たに受注しようとする業務が低入札となり担当業務数の条件を満たさなくなった場合は、受注できなくなるので、落札候補者になったものは、速やかに書面で申し出ていただくこととなります。
35	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	建設コンサルタントで、手持ち（低入札）が繰越継続（令和4年度以前の契約）されている管理技術者はどうなるのでしょうか？	低入札案件の履行が完了するまで制限（5件）の対象となります。
36	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	説明会資料 P12、管理技術者の担当業務の件数について、担当業務には他業務の「照査技術者」をやっている場合も含まれるのか、ご教示願います。	管理技術者及び担当技術者を対象とし、照査技術者は含みません。
37	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	宮城県建設関連業務総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引き（P20、P37） 2）専任性⑦専任性（手持ち業務数） 自己申告により管理技術者としての当該業務を含めた手持ち業務の件数を記載する。とありますが、今回の改正で担当者としての業務も含まれると認識しましたが、間違いはないでしょうか。	手引きに記載のとおりです。
38	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	改正説明会資料（P11～12） ・管理技術者の担当業務数の一部緩和について、 （条件1）県発注の測量、建築、補償業務の管理技術者でない場合 （条件2）県発注の低入札業務の管理技術者でない場合 ○上記以外の業務については、当面の間、従前どおりの5件制限を継続とありますが、5件制限は管理技術者としての件数か又は管理技術者としての件数+担当技術者としての件数の合計かどちらになるのでしょうか？	管理技術者としての件数となります。
39	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	同業種について、改めて伺います。 ①表彰実績で言う同業種は、測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、建築設計の5業種で間違いはないでしょうか？ ②企業評価の過去3年間の同業種の業務成績評定で言う同業種は、入札公告に記載の参加資格の承認を受けている業種と同一の業種と記載がありますので、建設コンサルタント業務であれば、道路などの各部門が対象という理解で間違いはないでしょうか？	①そのとおりです。 ②入札公告の一例を下記に示しますが、部門は問いません。 <small>2 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項 宮城県から建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程（昭和61年宮城県告示第1243号、以下「参加資格規程」という。）に基づく令和4・5年度の参加資格の承認を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。ただし、配属管理技術者の資格及び担当業務数に関する条件の「担当業務数」については、この業務の契約締結から業務の履行が完了し、発注者が完了届を受理するまでの間とする。 参加資格の承認を受けている業種（部門）及び等級 建設コンサルタント（河川、砂防及び海岸・海洋）A等級であること。</small>
40	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	説明会資料14ページの同業種は測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタント・建築設計の5業種が該当すると説明がありましたが、間違いはないでしょうか？建設コンサルタント業務の分野は指定されないのでしょうか？	5業種が該当となります。 なお、入札公告の一例を下記に示しますが、部門は問いません。 <small>2 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項 宮城県から建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程（昭和61年宮城県告示第1243号、以下「参加資格規程」という。）に基づく令和4・5年度の参加資格の承認を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。ただし、配属管理技術者の資格及び担当業務数に関する条件の「担当業務数」については、この業務の契約締結から業務の履行が完了し、発注者が完了届を受理するまでの間とする。 参加資格の承認を受けている業種（部門）及び等級 建設コンサルタント（河川、砂防及び海岸・海洋）A等級であること。</small>
41	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	業種とは測量、建設コンサルト・・・5つを指し、同業種とは当該業務の入札公告に記載の参加資格の承認を受けている業種と同一の業種を指す。と説明記載がありますが入札公告には全て業種ではなく部門の資格要件です。部門なのではないでしょうか。 又、企業評価は令和7年度からは最高点から平均点へ移行しますが、これも業種ではなく部門の平均点ではないでしょうか。	部門ではありません。 令和5年度から総合評価落札方式の「企業評価」において同業種の成績から同業種の成績に範囲を拡大いたします。 なお、同業種とは測量業務・建設コンサルタント業務・地質調査業務・補償コンサルタント業務・建築設計業務の5つを指しています。
42	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	入札公告の担当業務数に関する条件の中に、「契約額が100万円以下又は随意契約により契約した業務は担当業務数から除く。」とありますが、この取り扱いに変更はありませんか。	変更ありません。
43	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	契約課HPに掲載の技術者評価の運用については、令和5年3月31日までの期間限定措置ですが、令和5年4月1日以降の取り扱いはどうなるのでしょうか。	技術者評価の運用は、令和5年3月31日までで終了となります。

■令和4年度第2回入札・契約制度の改正説明会に係る質問回答一覧表

番号	大分類	中分類	小分類	内容	回答
44	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	建設関連業務における技術者の専任性について質問いたします。 当該業務を含め契約金額が少額及び随意契約した案件を手持ち業務に含まないこととした取り扱いを2ヵ年特例で継続しておりました。令和5年4月1日以降の引き続きでの継続適用は考えておりますでしょうか。 企業側からの見地では、近年頻繁に起こりうる災害業務での対応等、様々な事情による随意契約による案件は今後も発生すると見込んでおり、通常業務と災害等による随意契約業務を併用し業務運用を図るものと理解いたしますが、御考えをご教示願います。	技術者評価の運用は、令和5年3月31日までで終了となります。
45	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	2. 管理補助技術者の適用年齢基準の引き上げについて(13ページ) 総合評価で管理技術者(若手、女性技術者)と管理補助技術者を配置し、業務完成後は両方(管理技術者と管理補助技術者)に実績として認めることは、手引き等に記載がありませんが明文化されているものはありますか。また、業務の実績及び成績、表彰で両方の実績として認めるということでしょうか。	総合評価の手引きにおいて、技術者評価(p.35)の上段に「ここでの評価は配置管理技術者の管理技術者または管理補助技術者としての実績です」と記載しております。
46	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	資料P14「専門技術力」の評価について 【なお、当該業務が複数業種の場合は、いずれかの業務が同一であれば同業種と見なす。】とありますが、例えば入札公告の「参加資格の承認を受けている業種(部門)及び等級」に「建設コンサルタント(農業土木)A等級であり、かつ、測量(公共測量)A等級であること。」という農業土木業務があった場合、参加資格の承認を受けていれば建設コンサルタント(農業土木)の実績がなくても、測量(公共測量)の実績(80点以上)があれば加点になる、ということでしょうか。	加点となります。
47	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	説明会資料 P15、下段、「技術者評価」の改正内容で、「評価の対象とする業務の範囲を拡大(同種業務の数量条件を除外)」とありますが、(同種業務の数量条件を除外)、とは何かご教示願います。	これまで同種業務の条件としては、例として「A=1.5ha以上の用地測量業務」などと設定していたが、数量A=1.5haを除外した「用地測量業務」の成績で評価することとします。
48	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	【説明会資料:P14】専門技術力(過去3年間の業務成績評価(同業種の最高点))について "同業種とは当該業務の入札公告に記載の参加資格の承認を受けている業種と同一の業種を指す。"と記載がございますが同業種の実績として"指名競争入札"及び"随意契約"にて落札した業務を挙げる場合は何をもちて判断されますでしょうか。 具体的な書類等がございましたらご教示願います。 (例) 完了時テクリスのみで確認、仕様書・設計書に記載があれば同業種としてみなす等	テクリス登録の内容で確認となります。
49	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	制度改定に伴い、入札時提出の"入札参加資格確認票"の記載方法・様式等に変更はございますでしょうか。	改正に伴い、様式の変更を予定しております。
50	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	入札契約制度改正の適用日令和5年4月1日以降とされていますが、具体的には4月1日以降に当初契約となる業務から適用と考えてよろしいでしょうか。	令和5年4月1日以降に入札公告を行うものから適用となります。
51	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	予期せず低入札してしまった場合に、入札を辞退することは可能でしょうか。また、罰則なしで辞退できる期限はいつまででしょうか。(保留期間中、落札者決定通知受領まで等)	新たに受注しようとする業務が低入札となり担当業務数の条件を満たさなくなった場合は、受注できなくなると、落札候補者になったものは、速やかに書面で申し出ていただくことになります。
52	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	令和7年度から最高点から平均点への変更は改める予定と記載がありますが、災害業務における随意契約の業務も評価の対象となるのでしょうか。災害業務では創意工夫等の項目で加点の取得が困難で、高得点が望めないのが実情です。「災害業務における随意契約は評価の対象外とする」または「災害業務で高い業務成績評価を頂ける仕組みづくり」等を要望いたします。	県が発注する全ての建設関連業務で、最終契約額が100万円以上の業務を成績評価の対象としております。
53	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	令和7年度から同業種の点数を業務成績の平均点へ変更するようですが、平均点算出方法の構想等はありませんでしょうか? (対象業務件数は?件数の場合、最近の完了順?高得点順?)	詳細は今後決定する予定です。
54	建設関連	一般競争入札	総合評価落札方式の改正	同業種の平均点確認方法はどのように構想しておりますか?また、発注者・受注者間で平均点の差異が生じた場合、整合確認はどうなるのでしょうか?	受発注者双方で確認できる方策を検討します。
55	建設関連	一般競争入札	総合評価落札方式の改正	R7年度より過去5年度の同業種の平均点に移行することですが、平均点の算出は企業ごとに県より通知があるのでしょうか。 同業種で数多く業務を実施している場合、算定が漏れてしまうこともあるかと思えます。県も平均点の確認をする必要があるかと思えますので齟齬が生まれないように県より通知するなどの方策を検討頂くことは可能でしょうか。	受発注者双方で確認できる方策を検討します。
56	建設関連	一般競争入札	総合評価落札方式の改正	企業評価-資格・実績等のうち、専門技術力(過去2年間の同種業務の成績)が過去3年間に拡大され、同種業務が業務表彰の実績と同様に同業種に変更されていますが、同じく専門技術力(過去10年間の同種業務の実績)については、同業種に変更しないのでしょうか。	専門技術力(過去10年間の同種業務の実績)について、同業種への変更は予定していません。
57	建設関連	検査	検査規程等	建設関連業務における検査規程等について検査課の方から説明がありまして、関連する質問です。HPを確認したところ、検査課の業務内容に地方検査員講習会の開催とあり、令和4年度の講習会資料を確認したところ、建設工事の検査に関わる講習が実施されております。今後、建設関連業務の地方検査員講習会が行われるかどうかご教示いただけないでしょうか。	建設関連業務に関する講習会としては、今回、制定した検査要領及び検査技術基準に関して建設工事の講習会と合わせて実施する予定です。
58	建設関連	検査	検査規程等	検査規程等の改正資料は検査課HPにあると説明がありましたが、HPを確認したところ、見つけられないものもありました。以下についてご教示いただけないでしょうか。 ①説明会資料18ページの宮城県業務委託検査要領は、HPの「宮城県業務委託検査要領」及び「宮城県業務委託検査技術基準」の2つの文書から構成されるのでしょうか。 ②検査課HPでは、建設関連業務成績調書作成要領、建設関連業務成績調書審査基準、宮城県建設関連業務成績評価公表要領が見つけられませんでした。どちらに公表してあるのかご教示いただけないでしょうか。	①そのとおりです。 ②建設関連業務成績調書作成要領、建設関連業務成績調書審査基準、宮城県建設関連業務成績評価公表要領については、後日、契約課のHPに掲載を予定しております。

■令和4年度第2回入札・契約制度の改正説明会に係る質問回答一覧表

番号	大分類	中分類	小分類	内容	回答
59	建設関連	検査	検査規程等	<p>説明会資料20ページ、宮城県建設関連業務成績評定公表要領について伺います。</p> <p>①公表する内容において、業務の対象種別とありますが、種別とは具体的に何を指しているのでしょうか。</p> <p>②対象業種において、測量、地質調査、単純調査、調査・計画、設計業務を対象とありますが、業種とは測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、建築設計の5業種ではなく、記載のとりの業務内容により区別される5つを業種としているのでしょうか。</p> <p>③対象業種において、測量、地質調査、単純調査、調査・計画、設計業務を対象とありますが、契約した業務がこのうちのどれに該当するのかは、どのように判断されるのでしょうか。また、受注者には通知されるのでしょうか。</p>	<p>①建設関連業務成績調書審査基準に定める「地質調査」、「単純調査業務」、「測量作業」、「調査業務」、「計画業務」、「設計業務」、「発注者支援業務等」を指します。</p> <p>②そのとおりです。</p> <p>③現行の建設関連業務成績調書審査基準及び建設関連業務成績調書作成要領に定めるとおりですが、採点表の選定は発注元の調査員及び主任調査員が決定し、契約した業務がどの業務であるかに関しても通知していません。</p>
60	建設関連	検査	検査規程等	<p>建設関連業務における検査規定等について</p> <p>・第9条（技術審査）に「中間技術審査」と記載があります。</p> <p>①この中間技術審査の費用は、発注時の設計書で計上していただけるのでしょうか。</p>	<p>①第9条（技術審査）要領では、中間技術審査を行うことができるものとする。とし、必ずしも実施するとは規定していません。</p> <p>また、「ただし、技術審査にかわる技術検討委員会等がすでに設置されている場合は、その委員会を以て技術審査と読みかえ、その要領に基づき実施するものとする。」としています。</p> <p>よって、設計上の有無については、発注者と別途協議をお願いします。</p>